

【食数票記入にあたっての留意点】

① アレルギーマター体質等のため食事について相談されたい方は、食堂（TEL076-481-1325）へ直接問い合わせてください。

（お問い合わせの際には、P36「アレルギーマター源確認表」を入所日の2週間前までにご提出ください。）

② 「利用計画表」の食数数を参考に4才児～小学生未満・小学生・中学生以上・引率者に分けて下記のとおり記入してください。

- | | |
|------|------------------------------------|
| 食堂 | → そのまま食数数を記入します。 |
| 弁当 | → 弁当の種類を数の下に（ ）で必ず記入してください。 |
| | → 弁当の種類・値段は、利用のてびきP22ページを参照してください。 |
| 野外炊事 | → メニューとセットの数の前に「炊」を記入します。 |

野外炊事の材料は、注文セット数が一まとまりになって不動棟冷蔵庫に準備してあります。
安全上施設してありますので、引き渡しには、職員が立ち会います。
なお、冬期間（1月～3月）は食堂でお渡しします。

③ 立山登山等で日程上どうしても食事が定められた時間外となる場合は、早出しの欄に指定時間（夏は6：30以降、冬は7：00以降）を記入してください。

④ 活動に伴う必要な教材等を「教材・特別注文食」の欄に記入してください。（利用のてびきP23～25参照）

⑤ 留意事項

・食堂でとる食事については、数に変更があった場合は、入所日の2日前まで、変更を伝えた時点から3食目より変更できません。

（※但し、3食目が特別注文食の場合は、4食目からとなります。）

（例）4月10日入所の場合

4月8日までに連絡 ⇒ すべての食数が変更できます。

4月9・10日に連絡 ⇒ 最初の食事から3食目より変更できます。

・特別注文食（野外炊事・弁当・パン・飲み物・果物類）等については、入所日の1週間前まで変更できません。（変更は、FAX、電話で直接食堂に連絡してください。）

TEL 076-481-1325（受付は8時30分～16時30分）

FAX 076-481-1547

E-mail z00349@khf.biglobe.ne.jp

・所外活動時に他業者への注文希望については、自然の家職員及び食堂と十分に相談してください。

・食品衛生上、生鮮食料品・食材の持ち込みはできません。

〔支払いについて〕

・食費代金等は利用期間中に一括して食堂へお支払いください。又、振込みも可能です。

〈振込み方法〉

郵便局からの振込み 振込手数料無料の振込取扱票（赤）をお渡します。（団体につき1件のみ無料）

銀行からの振込み 請求書に明記の口座へ振込願います。振込手数料はご負担願います。なお、振込みは1週間以内にお願います。